

山岳事故は起こさない(起きない)ことが何よりだが、山では何が起きるか分らないの現実である。万が一の事故等の際に当事者(リーダー・パーティ)はどのような行動や対応をしたら良いか、そのような観点から事故発生時等における行動指針を示して、日頃から意識しておくことで非常時の対応力も培われるため、手引き・指針として作成したものである。内容的には概ね常識的に考えられるもので、主にリーダー(サブリーダー)向けとはなるが、誰でもが当事者になり得るため、山行時には全員が常に意識の一端に持っていてほしい内容である。

会としても個人としても、この指針が現実に役に立つことがないようにと願うものであるが、出来る備えはしておきたい。

1. 山岳事故(遭難)

- ①公には山岳遭難とは、当事者、またはその家族から警察・消防へ通報があった時点で認定される。
- ②事象としては、道迷い、滑落、転倒、急激な天候の変化、雪崩などによる身体的に受傷した場合、予定の下山が困難でビバークを余儀なくされた場合などが含まれる。
- ③下山遅れ、自力下山できた場合も通報があった場合は公には遭難とカウントされる。
- ④当マニュアルでは、当会山行時に不幸にして事故が発生してしまっただけの際の対応を記載したもので、①の通報の有無(公の山岳遭難の採否)とは関連しない。

2. 事故発生時（現地対応）

①山岳事故は、メンバーの身体的な負傷、パーティでの道迷い、悪天候などでのビバーク対応や下山日延長する場合などが含まれる。

担当リーダーは現場の難易度、天候、メンバーの力量などを総合的に判断して、自力脱出(下山)か待避・待機を決定する。

いずれにしろ最優先にすべきは全員の安全である。

②自力脱出(下山)ができる場合、負傷者(いる場合)などは可能な応急手当等全員で支援しながら下山する。

③負傷者がいる場合、下山後に医療処置が必要と判断されたら、救助支援者を指名して現地の医療機関を受診させる。

④負傷者がなく、公的機関に通報してないなどの際は速やかに全員で帰宅する。

⑤自力脱出（下山）が困難な場合は、全員で冷静になって以下の対応にあたる。

ア) パーティ、負傷者(救助・移動が可能なとき)を、ひとまず安全な場所へ待避させ、負傷者いる場合はメンバーと協力して応急手当にあたる。

イ) リーダーは全員の安全を最優先に考えてサブリーダー、メンバーと相談の後、下山の可否、ビバーク対応の採否、などの判断をする。

ウ) ビバーク判断の際には直ちに準備に入るが安全確保には現場で取りうる出来るだけの方策を講じる。

エ) 救助要請が必要と判断した場合は、会独自での救助活動は困難なため躊躇せず、携帯電話等で119、

110等公的機関に救助要請の連絡する。

オ) 救助要請の場合は遭難者氏名、生年月日、年齢、性別、血液型、職業、住所、電話、所属団体(名称、所在地、電話) 事故発生日時、原因、現場の所在、生死、負傷の部位、程度、他メンバーの状態、現在の活動、処置、事故対象者への救助者(付添人)の可否の判断などの詳細を聞かれることも留意しておくこと。

カ) 救助要請先機関などから、パーティ行動等へ指示があった場合はそれに従うこと。

キ) 当該山行の緊急連絡担当者に現況と行動予定の連絡を入れる。

連絡項目としては、事故発生日時、現場、原因、負傷者いる場合は、部位、程度、現状、行動予定、下山予定日などの情報を伝える。

ク) 連絡を受けた担当者は、連絡網に従って当会リーダー(支援者)に連絡する。

ケ) 上記(エ)(キ)の通信は可能なら音声通信が望ましい。

3. 在宅支援対応

①緊急連絡先受信者

ア) 連絡網を使ってリーダーへ順次連絡し、情報共有をはかる。

イ) 対象者家族へ、発生状況、負傷程度などの連絡をおこなう。

②リーダー会

ア) メンバー全員の家族へ連絡が必要ある場合は手分けして、メンバー各位の緊急連絡先・家族に連絡をする。パーティ全員が帰宅できる見通しが付いている場合

は、ひとまず完了。

- イ) 救助(救援)活動が継続される場合、必要なら緊急リーダー会で会の取るべき対応について協議する。
- ウ) 現地での救助への支援などが必要と判断した場合は、リーダー会より都合が付く要員を派遣する。
- エ) 派遣された要員は現地救助の状況、会として取るべき行動などをリーダー会と緊密に連絡する。
- オ) 救助活動が到着後、事後処理に移行する。

4. 事後処理

- ① 事故内容が軽微で且つ山行継続に支障を生じなかった事象については担当リーダーの判断で事故扱いの採否を判断できる。
- ② 事故扱いと判断の場合は、事故の経緯、再発防止策などを記載したレポートを作成、会で保存する。
- ② 救助要請をした際には、早い機会に出来るだけ出向いて関係者・機関への挨拶、謝礼、報告などを行う。謝礼は礼を失しない程度で、負担の軽減も考慮する。
- ③ 負傷者(いる場合)が入院対応などでは、必要なら退院時の送迎なども考慮する。
- ④ 重大事故で報道関係等の要請は責任者対応として、みだりに情報提供をしない。
- ⑤ 負傷事故等の場合、事故原因(直接、間接)の究明、追求をおこなう。
- ⑥ 再発防止策の検討とその後の活動へ反映させる方策を策定する。
- ⑦ 会計処理の報告作成。
- ⑧ 事故の経緯の、会計処理、再発防止策等の詳細をまとめ

た報告書の作成と開示。

- ⑨他への会員の精神的な動揺も考えられるので、リーダー・役員が中心となって収束方法も講じながらその後の会活動の確率をはかる。